

平成29年4月26日

第4回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室
2. 開会日時 平成29年4月26日(水) 午後2時00分
3. 出席委員 13名
4. 欠席委員 3名
5. 出席職員 事務局長他2名
6. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. その他

開会宣言	宮本局長 只今より平成 29 年第 4 回農業委員会総会を開催します。本日は 2 番青木委員さん、8 番藤田委員さん、10 番山口委員さんから所用のため欠席と連絡がありましたのでお知らせをしておきます。
開会挨拶	市川会長 本日は第 4 回総会です。議案は第 3 号までです。慎重な審議をお願いします。
議事録署名	市川会長 本日の議事録署名人は 1 番森田委員、6 番岡崎委員を指名します。 「異議なし」多数
議案説明	国広次長 第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 4 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。  記 申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 3 件 申請受理面積 田 7,654 m <sup>2</sup> 畑 2,219 m <sup>2</sup> 山林 195 m <sup>2</sup> 合計 10,068 m <sup>2</sup> 番号 1 申請人 貸人 ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 借人 ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 土地の所在地 須崎市浦ノ内下中山字堂ノ浦 94 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 241 m <sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市浦ノ内下中山字堂ノ浦 97 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 317 m <sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市浦ノ内下中山字堂ノ浦 100 番 3 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 150 m <sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市浦ノ内下中山字堂ノ浦 103 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 128 m <sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市浦ノ内下中山字堂ノ浦 104 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 284 m <sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市浦ノ内下中山字堂ノ浦 105 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 350 m <sup>2</sup> 土地の所在地 須崎市浦ノ内下中山字堂ノ浦 106 番 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 201 m <sup>2</sup> 事由 使用貸借権の設定 耕作面積 ○○ a 稼動力 ○/○ 番号 2 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 譲受人 ○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

	土地の所在地	須崎市安和字新開 2727 番		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積 1,438 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市安和字山下 535 番		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積 211 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市安和字生元 182 番		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積 482 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市安和字小岡 544 番 1		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積 383 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市安和字小岡 543 番 1		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積 66 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市安和字小岡 543 番 2		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積 39 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市安和字岡在家 568 番 1		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積 138 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市安和字小段 2107 番		
	土地の表示	地目 台帳 山林 現況 畑	面積 195 m <sup>2</sup>	
	事由	贈与 耕作面積 ○ a	稼働力 ○/○	
番号 3	申請人 貸人	○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	
	借人	○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	
	土地の所在地	須崎市大谷字井立 819 番 2		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積 409 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市大谷字扇田 1410 番		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積 459 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市大谷字西ノ谷 259 番		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積 59 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市大谷字船尾嶋 1357 番		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積 1,176 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市大谷字宮ノ西 1185 番		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積 347 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市大谷字宮ノ西 1198 番		
	土地の表示	地目 台帳 畑 現況 畑	面積 344 m <sup>2</sup>	
	土地の所在地	須崎市大谷字宮ノ東 1257 番		
	土地の表示	地目 台帳 田 現況 田	面積 707 m <sup>2</sup>	
	事由	使用貸借権の設定 耕作面積 ○ a	稼働力 ○/○	
番号 4	申請人 譲渡人	○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	
	譲受人	○○ ○○○○○○○○○○○○	○○ ○○	

<p>補足説明</p>	<p>土地の所在地 須崎市下分字大木戸甲 2944 番 1  土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 700 m<sup>2</sup>  土地の所在地 須崎市下分字大木戸甲 2944 番 2  土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,244 m<sup>2</sup>  事由 売買 耕作面積 ○ a 稼働力 ○/○</p> <p>以上です。</p>
	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>1 番、第 1 号全部効率利用。借受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、現在の自作地は 2,310 m<sup>2</sup>ですが、使用貸借が許可になれば、30 アールを超えます。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、権利取得後も引続き文旦や柿を作る予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>2 番、第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、この案件は高齢による所有権の移転であり、親子間の贈与です。農業形態に変更はなく、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>3 番、第 1 号全部効率利用。借受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号農業生産法人以外の法人・第 3 号信託については適用ありません。</p> <p>第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。</p> <p>第 7 号地域調和ですが、この使用貸借権の設定は親子です。農業者年金の関係での親子間の使用貸借であり、農業形態に変更はありません。本件の権利取得によって周辺の農</p>



	<p>26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件</p> <p>(2)申請受理面積 畑 241 m<sup>2</sup>のうち 30 m<sup>2</sup> 計 241 m<sup>2</sup>のうち 30 m<sup>2</sup> 番号 1 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○ ○○○○ 土地の所在地 須崎市多ノ郷字安次甲 1079 番 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 241 m<sup>2</sup>のうち 30 m<sup>2</sup> 種別 2 事由 墓地 隣接農地は同意書有りで位置図と土地利用計画図は添付してある図面の通り です。</p> <p>以上です。</p>
補足説明	<p>補足説明を致します。農地の区分と転用の目的ですが、申請地は多ノ郷地区正ノ岡集落 にありまして、周辺に駅等もなく、農地の区分つきましては甲種、第 1 種、第 3 種のい ずれの要件にも該当しないその他の農地であり、第 2 種農地と判断されると考えます。転 用の目的は、自宅近くに納骨堂を建設するもので、他に代替えすべき土地はなく、農地の 区分と転用目的については問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、納骨堂設置 費○○○万円を自己資金にての建設計画です。問題は認められないものと考えます。申請 に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は許可日 2 ヶ月となっており確 実性には特に問題はないものと考えます。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込です が、墓地埋葬法による許可申請済であり、問題は無いものと考えます。計画面積の妥当性 ですが、納骨堂の所要面積 30 m<sup>2</sup>は墓地建築に必要な面積と考えられます。周辺の農地等 に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は自己所有地への自然浸透としており、周辺 農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
委員説明	<p>13 番市川（孝）委員</p>
審 議	<p>現地を確認しましたが隣接農地の許可も得ているということで問題はないと思います。 市川会長 この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>5 番森光委員 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について意見を申し上げたいと 思います。申請者の住所氏名ですが、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん 1 件でござ いますが、先ほど審議いたしました結果、別に問題もありませんので、至当の意見を付 け進達を諮りたいと思います。</p>
採 決	<p>市川会長</p>

議案説明	別に問題もないから至当の意見を付けて進達をと言う事でございますが、ご異議ございませんでしょうか。
	「異議なし」多数。
	ご異議ないようでございますので議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の審議についてでございますが、至当の意見を付して進達する事と決定致します。
	宮本局長
	議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）、上記の事について、須崎市長より別紙のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 4 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。
	農林水産課 盛光主幹
	それでは別冊について読み上げて説明させていただきます。農用地利用集積計画書（案）平成 29 年度第 1 号、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 29 年 4 月 26 日須崎市長楠瀬耕作。次のページをお願い致します。利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表になります。農用地利用集積計画（第 1 号）明細で説明させていただきます。
	整理番号 29-01
	貸付人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	設定所在地番 大字多ノ郷字浜田甲 5729 現況 田 面積 971 m <sup>2</sup>
借受人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	
期間 平成 29 年 5 月 1 日～平成 44 年 4 月 30 日 15 年	
借賃 ○○○円 借賃の支払方法 ○○○○	
内容 ミョウガ	
個人面積計 971 m <sup>2</sup>	
整理番号 29-02	
貸付人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	
設定所在地番 大字吾井郷字丁免甲 1429-2 現況 田	
面積 1,047 m <sup>2</sup> のうち 300 m <sup>2</sup>	
借受人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	
期間 平成 29 年 5 月 1 日～平成 49 年 3 月 31 日 19 年 11 ヶ月	
借賃 ○○○円	
借賃の支払方法 ○○○○	
内容 堆肥置場	
個人面積計 300 m <sup>2</sup>	
整理番号 29-03～29-04	



補足説明	貸付人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	設定所在地番 大字浦ノ内東分字ハマダヲシジヲタ 4604 現況 田 面積 1,803 m <sup>2</sup> 大字浦ノ内東分字ハマダヲシジヲタ 4605-1 現況 田 面積 104 m <sup>2</sup> 大字浦ノ内東分字ハマダヲシジヲタ 4605-2 現況 田 面積 547 m <sup>2</sup>
	借受人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 期間 平成 29 年 5 月 1 日～平成 49 年 4 月 30 日 20 年間 借賃 29-03 ○○○円 29-04 2 筆で○○○円 借賃の支払方法 ○○○ 内容 キュウリ 個人面積計 2,454 m <sup>2</sup>
	整理番号 29-05
	貸付人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 設定所在地番 大字上分字鳥居ノ元 現況 田 面積 2,718 m <sup>2</sup> のうち 1,135 m <sup>2</sup>
	借受人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 期間 平成 29 年 5 月 1 日～平成 39 年 4 月 30 日 10 年 借賃 ○○○円 借賃の支払方法 ○○○○ 内容 シシトウ 個人面積計 1,135 m <sup>2</sup>
	整理番号 29-06
	貸付人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 設定所在地番 大字浦ノ内西分字六反地 3720-1 現況 田 面積 1,987 m <sup>2</sup>
	借受人住所氏名 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 期間 平成 29 年 5 月 1 日～平成 44 年 4 月 30 日 15 年 借賃 ○○○円 借賃の支払方法 ○○○○ 内容 ミョウガ 個人面積計 1,987 m <sup>2</sup>
	今回の利用権設定の合計面積は 6,847 m <sup>2</sup> です。 以上です。
	国広次長

	<p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号29-01番ですが借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は4人、うち3人が農業専従者です。受付番号29-02番ですが借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は6人、うち4人が農業専従者です。</p> <p>受付番号29-03から29-04番は同じ借受人で主たる経営作物はキュウリで、構成員は5人、うち3人が農業専従者です。受付番号29-05ですが借受人の主たる経営作物はシシトウで、構成員は2人で、農業専従者2人です。</p> <p>受付番号29-06番ですが借受人の主たる経営作物はミョウガで、構成員は3人、農業専従者3人です。</p> <p>今回受付の全てについて各要件を説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、6件とも適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、6件とも適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたもので6件とも対象ではありません、第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回申請の6件すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>審議 市川会長</p> <p>意見 この件について、何か質問はありませんか。 なければどなたか意見ををお願いします。</p> <p>14番中平委員</p> <p>採決 議案第3号農用地利用集積計画について（諮問）、意見を申し上げたいと思います。今回の14件でございますが、別に問題はありませので、答申を諮りたいと思います。</p> <p>市川会長</p> <p>別に問題もないから承認をとということでございますが、異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」多数</p> <p>異議がないようですので、議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）は、承認することとして答申することとしたいと思います。</p> <p>報告事項 宮本局長</p> <p>報告事項（1）農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。平</p>
--	---

成 29 年 4 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

記

(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○

氏名及び件数 ○○○○ 他 1 件

(2)申請受理面積 田 72 m<sup>2</sup> 畑 145 m<sup>2</sup> 合計 217 m<sup>2</sup>

番号 1 義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の所在地 須崎市桑田山字貞房乙 670 番 3

土地の表示 地目 畑 面積 145 m<sup>2</sup>

事由 登記原因日付 昭和 45 年 11 月 30 日

時効取得受付 平成 29 年 2 月 28 日

番号 2 義務者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

権利者 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の所在地 須崎市桑田山字東川乙 562 番イの 1

土地の表示 地目 田 面積 72 m<sup>2</sup>

事由 登記原因日付 平成 9 年 2 月 1 日

時効取得受付 平成 29 年 3 月 22 日

以上です。

続きまして、報告事項 (2) 農地の嵩上げ承認願届出について。下記の者より農地の嵩上げ承認願届出があったので、報告する。平成 29 年 4 月 26 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

記

(1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○

氏名及び件数 ○○ ○○ 1 件

(2)申請受理面積 畑 370 m<sup>2</sup> 合計 370 m<sup>2</sup>

番号 1 申請人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の所在地 須崎市上分字柏原乙 1060 番 1

土地の表示 地目 田 面積 370 m<sup>2</sup>

事由 約 1.5m嵩上げし、農地として利用する。

位置図、変更後の地形図につきましては添付しております図面のとおりです。

以上です。

市川会長

議案は以上でございますが、その他で何かございませんか。

なければ、本日はこれで終了いたします。お疲れでございました。

閉会 午後2時45分

